

○鳥羽志勢広域連合議会運営委員会条例

〔平成12年2月24日〕
〔条例第1号〕

（議会運営委員会の設置）

第1条 議会に議会運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員定数）

第2条 委員会の委員の定数は、6人とする。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、広域連合議会議員の任期による。

（委員の選任）

第4条 委員は、議長が会議に諮って指名する。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

（委員長の議事整理及び秩序保持権）

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第8条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長、副委員長及び委員の辞任）

第9条 委員長又は副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

（招集）

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第11条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

（表決）

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
（記録）

第13条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。